



◀苫小牧のマッチ軸木製造所の様子

振沢、勇振、丸山、錦多峰、覚生、樽前などに設置されるまでになりました。明治43年9月に操業を開始した王子製紙苫小牧工場の当初の職工数

現在の生活では火をつけるのにマッチを使うことが少なくなり、また、時代の流れとともに使わなくなった道具や物にも、まちなかの歴史が隠れているといえるでしょう。



◀当時のマッチ小箱(エゾマツ材で作られており、箱の中に木目が見える)

知られざるマッチ産業

苫小牧再発見!!

第21回



明治期に生産されたマッチ

苫小牧は紙のまちというイメージがありますが、紙のまちとなる以前、マッチ産業で栄えたという歴史があることをご存じでしょうか。
苫小牧でのマッチ産業は、明治27年から明治40年ころに栄え、マッチの軸木、小箱の生産が行われました。軸木は北海道のトロの木(白楊樹)が良質であり、特に苫小牧地方は、ドロの木が豊富で良質であったことから生産が始まりました。小箱はエゾマツを利用して小箱素地を作製したところ、価格が安いこともあって大いに売れ、苫小牧において大産業に成長しました。特に明治37年には大いに栄え、10数の工場が、美々、植苗、勇

403人に対し、同年同月の苫小牧の全マッチ工場の職工数は、690人とこれをはるかに超え、当時の繁栄を知ることができます。当時の生産品は、半製品の状態で神戸に移出してマッチに仕立て上げ、その内80%は輸出用として神戸港から中国、韓国、インド、ロシアなどに販売され、苫小牧の生産品が世界各地に販売されるまでになりました。しかし、このマッチ工場も時代とともに、大手メーカーの経営方針の変更により、山元での工場は必要ないと判断され、苫小牧のマッチ工場も大正時代をもってそのほとんどが姿を消し、今ではその面影も感じられなくなりました。

まちなか再生総合プロジェクト! CAP

Central Tomakomai Active Project 詳細 まちづくり推進課 ☎32-6054

市では2月に「まちなか再生総合プロジェクト素案(CAP:キャップ)」を発表しました! このプロジェクトの概要について今回からシリーズで掲載します!

第1回 まちなか再生総合プロジェクトって?

まちこ ねえ博士!なぜ新たにまちづくりに取り組む必要があるのかしら?今のままではダメなの?

博士 今の苫小牧市はね、人口が増えたことや自家用車が増えて車社会になったということで、住宅や商店などの市民生活の場がまちの中心から離れて郊外に分散したという問題があるのだよ。

まちこ ふ~ん。でもね、郊外にお店とかできると生活が便利になるんじゃないの?

博士 車を使える人にとってはそうだね。でもこれから苫小牧市では人口が減り、その中でもお年寄りの占める割合が増えるだろうと予想されているんだよ。

まちこ そう、テレビでも観たことがあるわ。苫小牧市でも人口減少と超高齢社会になるんですか?

博士 そうだよ。そして、車を運転できないお年寄りや子どもの生活が不便になったら困るよね。

まちこ 車社会だと車に乗れない人は不便を感じるんじゃないかしら?

博士 不便にならないまちづくりをするには、さまざまな施設や銀行、商店などの生活に必要なものがそろっている「市の中心部」で、暮らしやすい生活空間を充実させることが最も効率がいいんだよ。

まちこ なるほど!だから「まちなか再生」なんですね!

博士 そう!そして、これからは「どんな人にも安心してずっと住み続けられるまちづくり」を進めていかなければならないんだよ。

まちこ それが今回のプロジェクトなんですね!みんなが安心して暮らせるまちが一番ですね!

次回は市の中心部でのまちづくりの経過です!

CloseUp

クローズアップ

設置しましたか? 住宅用火災警報器

設置義務化まで残り1年 詳細 消防本部予防課 ☎32-6724

消防法および苫小牧市火災予防条例により、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されます

●なぜ住宅用火災警報器が必要なの?

住宅火災により亡くなった方の5割が「発見の遅れ」、「逃げ遅れ」によるものです

住宅用火災警報器は煙や熱を感知して、警報音や音声で火災発生を早期に知らせます!! そのため、就寝中でも安心です!!

●2階建て住宅の設置例

リビング、台所の設置は義務ではありませんが、設置するように努めてください

2階建てで2階に寝室・居室がある場合



- ▶各寝室に設置
- ▶寝室のある階の階段に設置

2階建てで1階に寝室・居室がある場合



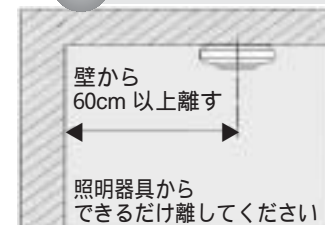
- ▶各寝室に設置

●寝室・階段には
煙式火災警報器

●リビング・台所には
煙式または熱式火災警報器

●取り付け位置

1 天井取り付けの場合



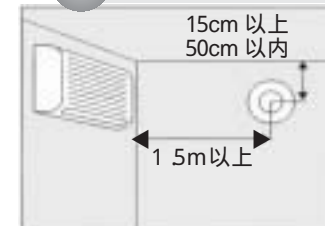
壁またははりから0.6m以上はなれた天井の屋内に面する部分(平成16年総務省令第138号第7条第2号イ)

2 壁取り付けの場合



天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分(同第7条第2号ロ)

3 換気口などの空気吹出し口がある場合



換気口などの空気吹出し口から1.5m以上離れた位置(同第7条第3号)

取り付け位置は煙の特性によるもので、位置を誤ると早期に感知することができませんので必ず守ってください!

●購入時の注意点

購入の際には、鑑定マーク「NSマーク」を目印にしてください!

規格省令に適合することを日本消防検定協会などが確認した住宅用火災警報器には、鑑定マーク「NSマーク」の表示がされています。

住宅用火災警報器はお近くの電器店やホームセンター、消防設備などの取扱店で購入できます。

